

平成 27 年度決算に基づく

安曇野市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

安曇野市監査委員

28 監査 B 7-3 第 4 号

平成 28 年 8 月 8 日

安曇野市長 宮澤 宗弘 様

安曇野市監査委員 千國 寛一

安曇野市監査委員 山中 崇

安曇野市監査委員 宮澤 豊次

平成 27 年度決算に基づく安曇野市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条及び同法第 22 条の規定により審査に付された、平成 27 年度決算に基づく安曇野市健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

平成 27 年度決算に基づく安曇野市健全化判断比率審査意見書

第 1 審査の対象

平成 27 年度安曇野市の各会計の決算に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査した。

第 2 審査の期間

平成 28 年 7 月 4 日から 8 月 5 日まで

第 3 審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）に基づき算定された健全化判断比率が適正に算定されているか、これらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼とし関係諸帳簿及び証拠書類の照合を行うとともに関係職員からの説明を聴取し審査を実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

安曇野市の平成 27 年度決算に基づき算定された健全化判断比率は次表のとおりである。

健全化判断比率	平成26年度	平成27年度	増 減	平成27年度 早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	—	12.00%
連結実質赤字比率	—	—	—	17.00%
実質公債費比率	10.7%	10.5%	△ 0.2ポイント	25.0%
将来負担比率	20.0%	22.5%	2.5ポイント	350.0%

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されないため「—」を記載した。

個別事項

1 実質赤字比率について

平成 27 年度の一般会計等の実質収支額は 676,390 千円の黒字であるため、実質赤字比率は算定されない。

参考までに黒字額の比率として算出すると 2.56%（前年度 3.05%）となる。

2 連結実質赤字比率について

平成 27 年度の全会計を対象とした連結実質収支額は 4,783,083 千円の黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されない。

参考までに黒字額の比率として算出すると 18.15%（前年度 17.64%）となる。

3 実質公債費比率について

実質公債費比率の算出は、3 か年の平均であり平成 27 年度の比率は 10.5%となっており、前年度と比較すると 0.2 ポイント下降している。

4 将来負担比率について

平成 27 年度の将来負担比率は 22.5%となっており、前年度と比較すると 2.5 ポイント上昇している。

平成 27 年度決算に基づく安曇野市資金不足比率審査意見書

第 1 審査の対象

平成 27 年度安曇野市の各公営企業会計の決算に基づく、資金不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査した。

第 2 審査の期間

平成 28 年 7 月 4 日から 8 月 5 日まで

第 3 審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）に基づき算定された資金不足比率が適正に算定されているか、これらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼とし関係諸帳簿及び証拠書類の照合を行うとともに関係職員から説明を聴取し審査を実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

平成 27 年度においては全ての公営企業会計とも資金剰余であり、資金不足比率は算定されない。

平成 27 年度決算に基づき算定された各会計の資金不足比率は次表のとおりである。

公営企業会計名	平成26年度	平成27年度	平成27年度 経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0%
下水道事業特別会計	—	—	20.0%
農業集落排水事業特別会計	—	—	20.0%
観光宿泊施設特別会計	—	—	20.0%
産業団地造成事業特別会計	—	—	20.0%

※ 資金不足比率は算定されないので「—」を記載した。

個別事項

1 水道事業会計

資金の剰余額が 3,330,488 千円であるため、資金不足比率は算定されない。

参考までに資金の剰余額を事業規模で除して算出すると 175.4%（前年度 168.0%）となる。

2 下水道事業特別会計

資金の剰余額が 313,353 千円であるため、資金不足比率は算定されない。

参考までに資金の剰余額を事業規模で除して算出すると 19.2%（前年度 2.3%）となる。

3 農業集落排水事業特別会計

資金の剰余額が 11,857 千円であるため、資金不足比率は算定されない。

参考までに資金の剰余額を事業規模で除して算出すると 25.5%（前年度 4.6%）となる。

4 観光宿泊施設特別会計

資金の剰余額が 7 千円であるため、資金不足比率は算定されない。

参考までに資金の剰余額を事業規模で除して算出すると 0.0%（前年度 0.0%）となる。

5 産業団地造成事業特別会計

資金の剰余額が 346 千円であるため、資金不足比率は算定されない。

参考までに資金の剰余額を事業規模で除して算出すると 100.0%（前年度 100.0%）となる。

